

# 広島市消費生活センターだより

## クーリング・オフが適用される 契約をご存知ですか

※クーリング・オフとは、いったん申し込みや契約の締結をした場合でも、一定の期間内であれば無条件で申し込みの撤回や契約の解除ができる制度です。訪問販売や電話勧誘販売などの契約について設けられています。インターネット通販などの通信販売には、クーリング・オフ制度はありません。



### 事例

電話勧誘で「電気料金が安くなる」と言われて契約することにした。「契約書を送る」と言われたが、家族と相談した結果、やはり解約したい。

### アドバイス

- 契約書などクーリング・オフについて記載された書面を受け取った日から8日間はクーリング・オフすることができます。契約の種類によっては、クーリング・オフ期間が20日間のものもあります。
- はがきに必要事項を記入し、両面のコピーを取り、特定記録郵便や簡易書留などで出します。また、クレジットを利用している場合、クレジット会社にも通知します。
- 困ったときは、一人で悩まず広島市消費生活センターにご相談ください。

表		裏
切手	□□□□□□□□	契約解除通知書
(会社名)	(住所)	① 契約日 年 月 日
(氏名)	(住所)	書面受領日 年 月 日
		② 商品名・サービス名
		③ 契約金額 円
		④ 販売会社名・担当者名
		上記日付の契約を解除します。
		なお、支払った代金 円を返し、
		商品を引き取ってください。
		年 月 日

## 広島市消費生活センター

# ☎082-225-3300

相談無料  
秘密厳守  
です



開館時間：10時～19時 休館日：毎週火曜日、12月29日～1月3日

〒730-0011 広島市中区基町6番27号 アクア広島センター街8階

※火曜日は広島県生活センターで相談を受け付けています。

☎082-223-6111(月～金曜日 9時～17時(12月29日～1月3日と祝日は休館))

# 見守り 新鮮情報

**事例1** 突然自宅を訪問してきた業者から、「**新型コロナウイルス**流行拡大の影響で金の相場が上がることは**間違いない**。すぐに**金を買う権利**を申し込んだほうがいい」と**勧誘**された。(80歳代 男性)

## 新型コロナウイルス 正確な情報をもとに 冷静な対応を

**事例2** 業者から「**新型コロナ**ウイルスの感染を防ぐために、**行政からの委託**で**消毒**に回っている」と電話があった。翌日も同じ業者から電話があり「**新型コロナ**ウイルス感染防止の資料を**持参**したい」と言われた。(80歳代 女性)



### ひとこと助言



- 新型コロナウイルスに便乗した消費者トラブルの相談が寄せられています。
- 行政から委託されたという業者などからの怪しい電話や訪問、心当たりのない送信元からの怪しいメール・SMSなど、怪しい・おかしいと思うものには反応しないようにしましょう。
- 少しでもおかしいと感じた場合や、トラブルに遭った場合は、早めにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。
- 今後、新たな手口が現れる可能性があります。国民生活センターでは新型コロナウイルスに関連した情報発信を行っています(「国民生活センター コロナ」等で検索)。根拠のないうわさなどに混乱せずに、正確な情報に基づいて冷静に対応することが大切です。